

島本町国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴い、令和 8 年度から子ども子育て支援納付金賦課に関する所要の改正を行う。
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援納付金の賦課を行う。
 - ア 保険料の賦課額（第 11 条関係）
 - イ 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第 15 条の 11 関係）
 - ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額（第 15 条の 12 関係）
 - エ 子ども・子育て支援納付金所得割額の算定（第 15 条の 13 関係）
 - オ 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（第 15 条の 14 関係）
 - カ 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第 15 条の 15 関係）
 - キ 18 歳未満の均等割額の減額（第 20 条の 5 関係）
- (2) 国民健康保険料の軽減判定所得を次のとおり拡大する（第 20 条関係）。
 - ア 5 割軽減対象所得
 - （現 行） 43 万円 + 30 万 5,000 円 × 被保険者数
 - （改正後） 43 万円 + 31 万円 × 被保険者数
 - イ 2 割軽減対象所得
 - （現 行） 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数
 - （改正後） 43 万円 + 57 万円 × 被保険者数
- (3) その他文言の整理を行うもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日